

## 日本交通心理学会認定「交通心理士」に関する規則

### (目的)

第1条 日本交通心理学会は、本学会会則第3条第5号に基づき、本学会会員の資質の向上と積極的な社会貢献を図るため、本学会に「交通心理士」の資格を定める。

### (資格の種類)

第2条 「交通心理士」に次の4種の資格を設ける。

主幹総合交通心理士、主任交通心理士、交通心理士、交通心理士補

- 2 主幹総合交通心理士は、主任交通心理士の上位資格であり、主任交通心理士に付与される権限は、主幹総合交通心理士にも与えられる。主任交通心理士は、交通心理士の上位資格であり、交通心理士に付与される権限は、主任交通心理士にも与えられる。
- 3 交通カウンセリングに関する所定の研修を修了した交通心理士以上の者には、その資格の後に（交通カウンセラー）を付記することができる。

### (資格認定委員会)

第3条 前条の資格認定の審査（昇格審査を含む）を行うため、本学会に日本交通心理学会認定「交通心理士資格認定委員会」（以下「資格認定委員会」という。）を置く。

- 2 前項の資格認定委員会に関し、必要な事項は別に定める。

### (資格認定)

第4条 資格認定は、資格認定委員会の議を経てから運営委員会の承認を得て、本学会会長が行う。

- 2 資格認定の手続きに関し、必要な事項は別に定める。

### (資格認定の要件)

第5条 次の要件のいずれにも該当し、本学会の専門職としての資質があると認められた者について、資格を認定する。

#### (1) 主幹総合交通心理士

- (i) 心理学関連の博士の学位を有する者、またはそれと同等以上の学識を有する者。
- (ii) 交通心理学に関する学会誌への発表が3篇以上かつ学会発表が6件以上で、いずれも筆頭発表者である者。
- (iii) 10年以上の研究または実務経験を有する者。

(2) 主任交通心理士

- (i) 心理学関連の修士の学位を有する者、またはそれと同等以上の学識を有する者。
- (ii) 交通心理学に関する学会誌等への発表が2篇以上かつ学会発表が4件以上で、いずれも筆頭発表者である者。
- (iii) 5年以上の研究または実務経験を有する者。

(3) 交通心理士

- (i) 心理学関連の学士の学位を有する者、またはそれと同等以上の学識を有する者。
- (ii) 交通心理学に関する学会誌等への発表が1篇以上かつ学会発表が2件以上で、いずれも筆頭発表者である者。
- (iii) 3年以上の研究または実務経験を有する者。

(4) 交通心理士補

- (i) 公認心理師、臨床心理士もしくは産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者、心理学関連の学士の学位を有する者、または交通心理士補資格認定試験に合格した者。ただし、取得後5年以内に交通心理士の資格を取得しないと失効する。

- 2 上記にかかわらず、資格認定委員会が主幹総合交通心理士または主任交通心理士交通心理士のいずれかに相応しいと特に認めた者については、書類審査で資格を認定する場合がある。

(資格の更新)

第6条 資格は5年ごとに更新する。

- 2 資格更新のために必要な手続きは、別に定める。
- 3 75歳以上の主幹総合交通心理士、主任交通心理士、交通心理士については、更新手続き及び更新料を免除する。(基準は4月1日とする)

(資格の失効)

第7条 資格認定を受けた者が退会した時は、その資格の効力を失う。

- 2 資格の更新を行わなかった時、あるいは資格の更新が承認されなかった時、2年間日本交通心理士会会費を納めなかった時には、その資格の効力を失う。

(資格の再取得)

第8条 一度資格失効となり、資格の再取得を希望する場合は、新たに資格審査を受けなければならない。

- 2 上位資格へ昇格していた者の資格審査は、失効前に取得していた最上位の資格審

査のみとする。

(本規則の改正)

第9条 この規則の改正は、本学会資格認定委員会の議を経て、本学会運営委員会で行う。

平成 21 年 6 月 13 日 改正

平成 25 年 6 月 8 日 改正

平成 28 年 6 月 4 日 改正

平成 29 年 11 月 4 日 改正

平成 31 年 3 月 23 日 改正

令和 2 年 4 月 18 日 改正

令和 5 年 4 月 15 日 改正

附則

交通心理士補あるいは交通心理士の資格要件として、「(i) 心理学関連の学士の学位を有する者」とあるが、心理学関連の学位では心理学実験や心理学研究法、卒論、その他基礎的な心理学などを履修したかが問題とされ、履修していない人は心理学関連の学位とみなさない。